

報告事項 3（周知・報告）

府立支援学校における知的障がい児童生徒の  
教育環境の充実に向けた基本方針について

標記について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 3 月 28 日

## I 府立支援学校の現状

- 1 知的障がい児童生徒数の増加 ※(P2～P6) ※()内のページ番号は、基本方針(本編)のページ番号、以下同じ。

2017(平成29)年3月に公表した府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計の結果、  
**大阪市域を中心に今後10年間で約1,400人の児童生徒数の増加の見込み。**

- 2 児童生徒及び保護者の支援教育に関するニーズ (P7～P11) 「支援教育に関するアンケート調査」(2017(平成29)年10月実施)より

- ・スポーツや芸術などの「特色ある教育」に力を入れた学習についての教育ニーズが高い。
- ・子どもの将来について、余暇の充実や就労など、**さまざまな形で社会参加してほしい**という希望が多い。

- 3 まとめ (P12)

**児童生徒数の増加と児童生徒及び保護者の今日的な教育ニーズに対応するため、支援学校の教育環境の充実に向けた具体的な対応策の検討が必要。**

## II 教育環境の充実に向けた取組み

- 1 基本的な考え方 (P13)

- ① 適地確保の困難性に加え、多大な整備費や時間を要する新校整備は、必要最小限にとどめる。
- ② これまで支援学校で培ってきた教育環境での対応を重視し、既存の支援学校の施設を最大限に活用する。
- ③ 児童生徒及び保護者の教育ニーズを踏まえた、支援教育の充実や発展につながる取組みとする。

- 2 具体的な取組内容 (P13～P18)

(1)	知的障がい支援学校の既存施設の活用	①特別教室等の転用による普通教室の確保 児童生徒の教育活動に支障がないよう必要となる教室は確保するとともに、各学校の規模と児童生徒数、施設の配置・活用状況も十分に把握した上で、教育環境の低下を招くことのないよう配慮して進める。 ②通学区域割の変更 大阪府立特別支援学校の大阪府への移管を契機として、大阪市域を含む府域全体で適切な通学区域割の変更の検討が必要であり学校の規模、児童生徒数、通学環境等に十分考慮して総合的に判断して進める。可能な限り大幅な変更にならないよう配慮し、また、保護者や関係機関等に十分な周知期間を設け、これまで以上に円滑な実施に努める。
(2)	他の障がい支援学校との再編整備	大阪府学校教育審議会の答申に基づき昭和58年から実施している肢体不自由校へ知的障がい生徒を対象とする生活課程の設置など肢体不自由と知的障がいの併置を進める。肢体不自由児童生徒の教育環境が維持できるよう配慮した上で、これまで以上に安全な教育活動が展開できるように努める。
(3)	府立高校内に支援学校分教室の設置	美術・体育・情報科学・工業・農業などの府立高校の専門性のある教育資源を活用し、児童生徒及び保護者の今日的な教育ニーズを踏まえた支援教育の充実・発展を図るため、高校内に支援学校分教室の設置を進める。
(4)	知的障がい支援学校の新設	今後著しい児童生徒数の増加が見込まれる地域などにおいて知的障がい支援学校の新設を進める。適地確保の困難性や整備費と時間の縮減等の観点から、閉校した(閉校する予定の)府立高校や他の施設等を有効活用して進める。

- 3 実施スケジュール (P19)

実施スケジュールについては、次のとおりとし、対象期間において毎年増え続ける児童生徒数の推移に適切に対応していく。

項目	期間	対応可能人数	
<b>早期に対応が可能なもの……10年間の対象期間の概ね5年間を目途に前半で対応する。</b>			
(1)	知的障がい支援学校の既存施設の活用	2018(平成30)年～2022年頃	400人程度
(2)	他の障がい支援学校との再編整備	2019年～2022年頃	250人～300人程度
<b>教育内容の検討や大規模な施設整備が伴うもの……10年間の対象期間の半ばから後半で対応する。</b>			
(3)	府立高校内に支援学校分教室の設置	2021年～2025年頃	150人～200人程度
(4)	知的障がい支援学校の新設	2023年～2025年頃	600人程度

**2018(平成30)年度から今後10年間で概ね1,400人～1,500人程度の対応が可能。**

## III 基本方針の見直し (P20)

2017(平成29)年3月に公表した将来推計から5年を目途に、知的障がい児童生徒数の再推計を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて見直しを図る。